

「令和5年度野生鳥獣管理データ統合解析事業」公募型プロポーザル募集要項

この度、野生鳥獣の出没に関する状況を調査し、そのデータを可視化するウェブサイトを構築することを目的として、業務委託先を次のとおり募集します。

1 業務概要

(1) 委託業務名

令和5年度野生鳥獣管理データ統合解析事業

(2) 委託業務内容

令和5年度野生鳥獣管理データ統合解析事業仕様書のとおり

(3) 委託業務の期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 委託料上限額

金4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

以下に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により資格を有する者。

(3) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。

(5) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 暴力団の構成員等

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

(7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54

- 号) 第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (8) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者。
- (9) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

上記(2)において資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書(徳島県ホームページからダウンロードするか、徳島県経営戦略部管財課において配布されているものを使用すること。)に必要書類及び本要項を添付して、参加申込書の提出期限までに徳島県経営戦略部管財課へ持参又は郵送により提出しなければならない。

3 応募方法

(1) 提出書類

必要書類等	部数	提出期限
①参加申込書(様式第1号)	原本1部	令和5年11月17日 午後5時(必着)
②誓約書(様式第2号)		
③提案者の概要等(様式第3号)		
④企画提案書(様式第4号又は任意様式)	原本1部 副本5部	令和5年11月27日 午後5時(必着)
⑤見積書(任意様式) ※本事業を実施するために必要な経費を計上するとともに、積算内訳も示すこと。		

(2) 提出方法

持参(午前10時から午後5時まで(土日・祝日を除く))又は郵送(書留郵便に限る)すること。

(3) 提出先

〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県 農林水産部 鳥獣対策・ふるさと創造課 鳥獣対策担当

(4) 質問及び回答

ア 質問の受付期間

令和5年11月17日(金)まで

午前10時から午後5時まで(土日・祝日を除く)

イ 質問内容

原則として、仕様書の内容等や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や見積額に関する内容等の質問は受け付けない。

ウ 質問方法

当該公募に係る質問は、様式第5号により、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で質問すること。なお、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

エ 質問に対する回答

質問者及び参加申込みをした全ての者に対して、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により回答する。

(5) 提出書類に関しての留意点

- ア 企画提案書は1者につき1提案とする。
- イ 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- ウ 提出期限後は、提出書類の変更、追加、差替え、再提出又は撤回を認めない。
- エ 提出された書類は返却しない。
- オ 提出された書類は、審査に必要な範囲において複製することがある。
- カ 次のいずれかに該当する場合には、失格又は無効となる。
 - ・提出先又は提出期限に適合しないもの
 - ・本要項及び仕様書に示した提案に関する要件に適合しないもの
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ・虚偽の内容が記載されているもの

4 提案者の審査

(1) 審査方法

県が設置する審査委員会において、提案者による企画提案のプレゼンテーションを実施した上で、審査基準により総合的に採点評価し、基準点を満たしかつ1位の者を契約相手方の候補とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の流行状況等により、リモートによるプレゼンテーション又は書面審査とする場合がある。

なお、参加者が1者であった場合は、企画提案書の適否を判断する。

ア プレゼンテーション実施日

令和5年11月28日（火）以降

イ プレゼンテーションの所要時間

1者当たり30分以内（説明20分、質疑10分）を予定

ウ 注意事項

- ・各応募者のプレゼンテーション開始時刻及び実施場所は、企画提案書の締切日以降、企画提案申請者に対し、書面で通知する。なお、各参加者のプレゼンテーションの順番は、県が厳正な抽選を行い決定する。
- ・プレゼンテーション出席者の所属・職・氏名を令和5年11月28日（火）午後5時までにメールで報告すること。なお、出席者は最大3名までとする。
- ・プレゼンテーション開始時刻に遅れた場合又はプレゼンテーションを実施しなかった場合は、審査対象としない。
- ・プレゼンテーション時の追加資料の提出は認めない。ただし、企画提案の内容を説明するためにパワーポイント等を使用しても構わない。
- ・プレゼンテーションに要する全ての経費は、参加者の負担とする。
- ・参加申込書の提出が多数の場合は、説明時間等を変更する場合がある。

(2) 審査基準

	審査の着目点	判断基準
提案内容に関する視点	業務の理解度及び企画力	事業の内容について正しく理解し、具体的で効果的な提案となっているか
	創意工夫	委託業務の目的を達成するために、仕様書に記載がない又は仕様書の記載を超える有益な内容の提案がされているか。
	経済合理性	見積額及び積算内訳・根拠は妥当で費用対効果が高いか
実施体制に関する視点	実施体制	委託業務に類似した業務の経験者の配置や人員の確保など、委託業務を推進するうえで適切な体制となっているか。
		通常時だけではなく、問題発生時のサポートを想定した体制となっているか。
実績に関する視点	類似業務の実績	過去に類似の業務を実施した実績又は知見を有し、確実な履行が期待できるか

(3) 審査結果

- ア 企画提案書等を提出したすべての者に対し、書面で通知する。
- イ 審査等に関する照会には一切応じない。
- ウ 審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

5 契約に関する事項

企画提案の内容及び見積金額でそのまま契約することを約束するものではなく、選定後に、県と委託候補者は、企画提案を基に業務の履行に必要な履行条件などの協議を行い、双方が合意に至った場合に契約を締結する。

なお、県と委託候補者の協議が整わない場合は、審査基準により総合的に順位付けを行った次点の者と協議を行うこととする。

6 スケジュール

公募開始	令和5年11月7日(火)
参加申込書の提出締切	令和5年11月17日(金) 午後5時
質問書の受付締切	令和5年11月17日(金) 午後5時
企画提案書の提出締切	令和5年11月27日(月) 午後5時
審査委員会の開催	令和5年11月28日(火) 以降
審査結果の通知	令和5年12月上旬頃

7 問合せ先

徳島県農林水産部鳥獣対策・ふるさと創造課

電話番号 088-621-2687

ファクシミリ 088-621-2781

E-mail choujuutaisakufurusatosouzouka@pref.tokushima.jp